

第5期嬉野市農業委員会
第23回定例総会議事録

令和2年6月2日

嬉野市農業委員会

第5期嬉野市農業委員会 第23回定例総会議決一覧

議案番号	整理番号	件名	議決日	議決結果
報告第1号		農地法第4条第1項第8号の規定による届出について		
	1	久間 農機具小屋	R2.6.2	了 承
	2	久間桜谷 外1筆 進入道路	R2.6.2	了 承
報告第2号		農地法第5条の規定による許可の取消願いについて		
	1	下宿野畑 一般住宅	R2.6.2	了 承
議案第1号		農用地利用集積計画の解約について		
	1	不動山宮ノ前 賃借権	R2.6.2	承 認
	2	不動山井手上 外1筆 賃借権	R2.6.2	承 認
	3	久間一本松 使用貸借権	R2.6.2	承 認
議案第2号		農用地利用集積計画の決定について利用権設定		
	塩 1~36	久間志田原 外77筆 賃借権・使用貸借権	R2.6.2	承 認
	嬉 1~19	下野三本松 外48筆 使用貸借権・賃借権	R2.6.2	承 認
		所有権の移転について		
	1	真崎二本松 あっせん	R2.6.2	承 認
	2	下野一本松二 外5筆 あっせん	R2.6.2	承 認
議案第3号		農地法第3条の規定による申請の許可について		
	1	馬場下高月 売買	R2.6.2	許 可
	2	馬場下高月 売買	R2.6.2	許 可
	3	久間一本松 贈与	R2.6.2	許 可
議案第4号		農地法第4条の規定による申請の承認について		
	1	下野一本杉三 外6筆 植林	R2.6.2	承 認

議案第 5 号		農地法第 5 条の規定による申請の承認について		
	1	馬場下知才 一般住宅	R2.6.2	承認
	2	下宿野畑 駐車場	R2.6.2	承認
	3	下宿第七区画整理 駐車場	R2.6.2	承認
	4	吉田宇留戸 太陽光発電設備設置	R2.6.2	承認
議案第 6 号		令和 2 年度農業者年金加入推進部長の選出について	R2.6.2	決定

第5期嬉野市農業委員会第23回定例総会議事録

- 1 招集年月日 令和 2年 6月 2日
- 2 招集場所 嬉野市中央公民館 2階 視聴覚室
- 3 開会日時 開会 6月2日 午後1時28分 議長 川内 利光
及び宣告 閉会 6月2日 午後2時28分 議長 川内 利光
- 4 会議の公開の可否・理由 非公開
非公開理由：嬉野市審議会等の会議の公開に関する要綱第4条第1項の規定による

5 出席及び欠席委員並びに職員
(農業委員)

議席番号	氏名	出欠	備考	議席番号	氏名	出欠	備考
会長	川内 利光	出	議長	7	原田 謙次	出	
1	池田 博幸	出		8	峰 正己	出	
2	馬場みどり	出	事前審査班長	9	中島文二郎	出	
3	森 和義	出		10	杉崎 順憲	出	
4	西田 昭義	出		11	山口 安則	出	議事録署名 憲章朗読
5	植松 和幸	出		12	生田 健児	出	議事録署名
6	山口智佐代	出					

(職員等)

事務局長	馬場 敏和	主 事	永田 良子
主 事	三根 拓己	農業政策課主任	小原 和子

貸付人は 中不動の ○○○○ 様、
借受人は 丹生川の ○○○○ 様です。
所在地は、大字不動山 宮ノ前 ○○○番、地目は田、
面積は740㎡、利用権区分は賃借権で、目的は米です。
期間は平成28年12月1日から令和3年11月30日までで、
解約理由は、農地法第5条による転用予定のためということです。
農地法第18条第6項の規定による合意解約した旨の通知を受けております。
以上です。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号1番については、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議無しと認めます。議案第1号 農用地利用集積計画の解約について、整理番号1番については、原案のとおり承認することに決定しました。

議 長

それでは、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号2番です。

貸付人は 中不動の ○○○○ 様、

借受人は 上不動の ○○○○ 様です。

所在地は、大字不動山 井手上 ○○○番○ 外1筆、地目は田、

面積は1,490㎡、利用権区分は賃借権で、目的は米です。

期間は平成28年5月10日から令和3年5月9日までで、

解約理由は、借受人の都合により ということです。

農地法第18条第6項の規定による合意解約した旨の通知を受けております。

以上です。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号2番については、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議無しと認めます。整理番号2番については、原案のとおり承認することに決定しました。

議 長

それでは、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号3番です。

貸付人は 北下久間の ○○○○ 様、

借受人は 同じく北下久間の ○○○○ 様です。

所在地は、大字久間一本谷 ○○○番○、地目は田、

面積は584㎡、利用権区分は使用賃借権で、目的は米です。

議 長

他にありませんか。

議 長

無いようですので、採決に入ります。利用権設定塩田町の分整理番号6番については、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議なしと認めます。

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について 利用権設定塩田町の分整理番号6番については、原案どおり承認することに決定しました。

原田委員に、入室・着席するように、事務局伝えてください。

(原田委員入室・着席)

議 長

次に、利用権設定塩田町の分整理番号7番についてです。

池田委員は、嬉野市農業委員会総会会議規則第20条の規定により、審議開始から終了まで退室し、審議終了後に、入室・着席ください。

(池田委員退室)

では、整理番号7番について農業政策課の説明を求めます。

農業政策課

別添の表1 ページ、利用権設定塩田町の分整理番号7番です。

貸し手人は 石垣下の ○○○○ 様、

借り手人は 同じく石垣下の ○○○○ 様です。

所在地は、大字谷所 三本椿 ○○○番○ 地目は田、面積は591㎡、利用権は使用貸借権、期間は5年間で、再設定です。

計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められる各要件を満たしています。以上です。

議 長

それでは、利用権設定塩田町の分整理番号7番について、質疑を行ないます。何か、質問、意見はありませんか。

議 長

無いようですので、採決に入ります。利用権設定塩田町の分整理番号7番については、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議なしと認めます。

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について 利用権設定塩田町の分整理番号7番については、原案どおり承認することに決定しました。

池田委員に、入室・着席するように、事務局伝えてください。

(池田委員入室・着席)

議 長

では、審議を続けます。皆さんに、お諮りします。

利用権設定塩田町の分整理番号1番から5番までと、8番から36番までについて、一括審議したいと思います。異議ありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

異議無しと認めます。利用権設定について塩田町の分整理番号1番から5番までと、8番から36番まで について農業政策課の説明を求めます。

農業政策課

別添の表1 ページから5ページをご覧ください。

利用権設定塩田町の分整理番号1番から5番までと、8番から36番までについてです。

貸し手人は 南志田の ○○○○ 様、外33名様、
借り手人は 同じく南志田の ○○○○ 様、外20名様です。

所在地は、大字久間 志田原 ○○○番 外64筆、
地目は田の面積が合計55,699㎡、畑の面積が合計11,935㎡、田畑合計で67,634㎡です。

利用権は、賃借権と使用貸借権で、期間は1年から10年で、再設定及び新規です。

計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められる各要件を満たしています。以上です。

議 長

それでは、塩田町の分整理番号1番から5番までと、8番から36番までについて、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員
農業政策課

23番の野菜は何ですか。
ネギです。

議 長

他にありませんか。

委 員

〔「無し。」と呼ぶ者あり。〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。塩田町の分整理番号1番から5番までと、8番から36番までについて、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議無しと認めます。

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について 利用権設定について塩田町の分整理番号1番から5番までと、8番から36番までについては、原案のとおり承認することに決定しました。

議 長

次に、別添の表6ページから8ページ、利用権設定について嬉野町の分です。お諮りします。整理番号14番から15番の案件については、○○委員が借り手人となっていますので、これを先に審議したいと思います。異議ありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

○○委員は、嬉野市農業委員会総会会議規則第20条の規定により、審議開始から終了まで退室し、審議終了後に、入室・着席ください。

(○○委員退室)

では、整理番号14番から15番について農業政策課の説明を求めます。

農業政策課

別添の表7ページ、利用権設定嬉野町の分整理番号14番から15番です。

貸し手人は 下岩屋2区の ○○○○ 様、外1名様、
借り手人は 下岩屋1区の ○○○○ 様です。

所在地は、大字岩屋川内 ○○○番 外1筆 地目は2筆とも田、面積は合計で2,420㎡、利用権は賃借権、期間は3年間で、新規です。

計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められる各要件を満たしています。以上です。

議長

それでは、利用権設定嬉野町の分整理番号14番から15番について、質疑を行ないます。何か、質問、意見はありませんか。

議長

無いようですので、採決に入ります。利用権設定嬉野町の分整理番号14番から15番については、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長

異議なしと認めます。

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について 利用権設定嬉野町の分整理番号14番から15番については、原案どおり承認することに決定しました。

杉崎委員に、入室・着席するように、事務局伝えてください。

(杉崎委員入室・着席)

では、審議を続けます。皆さんに、お諮りします。

利用権設定嬉野町の分整理番号1番から13番までと、16番から19番までについて、一括審議したいと思います。異議ありませんか。

委員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

異議無しと認めます。利用権設定について嬉野町の分整理番号1番から13番までと、16番から19番までについて農業政策課の説明を求めます。

農業政策課

別添の表6ページから8ページをご覧ください。

利用権設定について嬉野町の分整理番号1番から13番までと、16番から19番までについてです。

貸し手人は 長崎県の ○○○○ 様 外15名様、

借り手人は 下野の ○○○○ 様 外15名様です。

所在地は、大字下野 三本松 ○○○番 外46筆、

地目は田と畑、面積は田が合計で30,226㎡、

畑が合計で12,607㎡、田畑合計で42,833㎡です。

利用権は使用貸借権と賃借権、期間は1年から20年で、新規及び再設定です。

計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められる各要件を満たしています。以上です。

議長

それでは、嬉野町の分整理番号1番から13番までと、16番から19番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員

10番について、保全管理で再設定となっておりますが、どういうことですか。

農業政策課

親子関係で、維持管理を含め、再設定と言うことです。

議長

他にありませんか。

委員

〔「無し。」と呼ぶ者あり〕

議長

無いようですので、採決に入ります。嬉野町の分整理番号1番から13番までと、16番から19番については、原案のとおり承認することに異議の無い委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議長

異議無しと認めます。

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について 利用権設定について、嬉野町の分整理番号1番から13番までと、16番から19番については、原案のとおり承認することに決定しました。

議長

次に、所有権の移転についてです。整理番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局

別添の表9ページをご覧ください。

所有権の移転について、整理番号1番です。

売り手人は、佐賀市の 公益社団法人 佐賀県農業公社 理事長 ○○○○ 様、
買い手人は 真崎の ○○○○ 様です。

所在地は、大字真崎 二本松 ○○○番○、

地目は田、面積は927㎡です。

所有権の移転の種類はあつせんで、利用目的は米・麦・大豆です。

対価としましては、反当たり657,300円、全体で610,000円です。

以上です。

議長

それでは所有権の移転について、整理番号1番について、質疑を行ないます。
質問、意見はありませんか。

委員

買い手の耕作面積が0ということは、どういうことですか。

事務局

法人として、○○○○はあるかと思いますが、個人としてはありません。

委員

わかりました。

議長

他にありませんか。

委員

〔「無し。」と呼ぶ者あり。〕

議長

無いようですので、採決に入ります。所有権の移転について、整理番号1番については、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議長

異議無しと認めます。

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について、所有権の移転について、整理番号1番は、原案のとおり承認することに決定しました。

議長

次に、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号2番です。

事由は、2世帯住宅の建築を検討中であり、現在の居住している敷地内での建築を試みたが不可能であるため、申請地に一般住宅用地として転用したいということです。

東は畑、西は宅地・道路、南は道路、北は宅地です。
売買価格は、反当たり1,629,328円、全体で800,000円です。
図面は21ページと22ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議 長 ^{やすのり} 森和義委員、地域担当委員としての説明、意見を申し上げます。

地域担当 申請者は兄弟で有り、特に問題ないと思います。

議 長 西田昭義委員、班長としての報告をお願いします。

班 長 特に問題ないと思います。

議 長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議 長 無いようですので、採決に入ります。整理番号1番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長 異議無しと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号1番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長 次に、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号2番です。

譲渡人は 式浪の ○○○○ 様、
譲受人は 温泉2区の ○○○○ 様です。

所在地は、大字下宿 ^{のぼく} 野畑 ○○○○番、地目は田、面積は267㎡です。

農地区分は第3種農地、用途目的は駐車場です。

事由は、申請地の近隣に居住し、駐車スペースは2台確保しているが、家族が揃うと駐車場所がなく近隣に迷惑をかけているため、駐車場用地として転用したいということです。

東、西、南は宅地、北は道路です。

売買価格は、反当たり21,172,285円、
全体で5,653,000円です。

図面は23ページと24ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議 長 山口智佐代委員、地域担当委員としての説明、意見を申し上げます。

地域担当 住宅地で有り、除草され、そのままの形で使用されるとのことで、問題ないと思います。

議 長 西田昭義委員、班長としての報告をお願いします。

班 長 住宅地内で有り、問題ないと思います。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号2番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議無しと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号2番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長

次に、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号3番です。

譲渡人は 井手川内の ○○○○ 様、

譲受人は 温泉4区の ○○○○ 様です。

所在地は、大字下宿 第七区画整理 ○○○番○、

地目は畑、面積は166㎡です。

農地区分は第3種農地、用途目的は駐車場です。

事由は、申請地の近隣に居住しており、両親や来客時の駐車場が不足しているため、駐車場用地 として転用したい ということです。

東は宅地、西は道路・畑、南は畑・宅地、 北は道路 です。

売買価格は、反当たり24,096,385円、

全体で4,000,000円です。

図面は25ページと26ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議 長

山口智佐代委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

地域担当

場所はドラモリの裏付近で塩田川沿いで、区画整理地内であり、排水関係もよく問題ないと思います。

議 長

西田昭義委員、班長としての報告をお願いします。

班 長

山口委員がおしゃったとおりで、問題ないと思います。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号3番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議無しと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号3番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長

次に、整理番号4番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号4番です。

貸付人は 東吉田の ○○○○ 様、

借受人は 武雄市の 株式会社○○○○ 代表取締役 ○○○○ 様です。

